2018.08.28. 第二期第６回選挙市民審議会議事録
衆議院第二議員会館地下１階第二会議室
出席委員　只野雅人、三木由希子（以上共同代表）
　　岡﨑晴輝（スカイプ）、小林五十鈴、田中久雄、濱野道雄（スカイプ）
欠席委員　片木淳（共同代表）、石川公彌子、大山礼子、小澤隆一、北川正恭、桔川純子、
　　小林幸治、坪郷實、山口真美
事務局　　太田光征、岡村千鶴子、桂協助、城倉啓、富山達夫、丸井英里
傍聴市民　１名
書　記　　岡村千鶴子、吉野健太郎

城倉啓：すみません。少々遅れましたけれども、ただいまから選挙市民審議会を始めさせていただきます。今日議長役を只野共同代表にお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。
只野雅人：それでは始めたいと思います。今日の議題の 1 件目が政治資金収支報告の論点整理ということで、こちら三木さんの方で資料準備いただいていますので、まずは報告いただいてから皆さんで議論を進めたいと思います。じゃあ準備が整いましたらよろしくお願いいたします。
三木由希子：遅れてすみませんでした。論点整理ということなんですけれども、前回代表者会議があってその際に結局論点整理と言っても何しましょうかってことになって、それで収支報告書と政党交付金と、それから選挙運動費用等について、結局選挙運動っていう従来の概念を無くすことによって色々と整理が必要になるっていうことやら、それぞれの仕組みがどうなってるのかっていうことと、割と大きく変えないと、選挙運動っていう従来の概念を無くしたときに、それぞれが調整つかなくなるというところがあるので、現状をまとめるということをとりあえずしました。で、これをもって何かこうしたら良いみたいなところまではまだ整理ができていないので、現状ということで理解をいただければと思います。
　それで、スカイプで参加される方もおられるんでしたっけ。資料が無いと分からないって話ですよね。はい、じゃあちょっと作業しながら話します。
　とりあえず、それぞれの状況として報告主体、提出主体が何になっているかということと、それから収支に関する制限がそれぞれどうなっているかということと、それから報告と公表についてそれぞれどうなっているかと。という主に 3 点を整理すれば、この先選挙運動に関する、選挙運動というか政治活動とは別枠で何らかの収支報告をする際に、どこに何を集約すれば良いのかというのが少し見えるかなということで、この 3 点に絞って整理しています。
　それで、その報告書の提出主体ということで言うと、政治資金収支報告書が一番広いというか、ここが大量にあるということです。それで収支報告書は、政党あるいは政治資金団体と政治団体と 3 種類が基本的にはあるということです。政治資金団体だけが政党が一つだけ持てるということで数の制限があると。それから政治団体の内、公職の候補者が代表をしている政治団体の内、一つだけですね、政治資金の拠出を受ける為の団体を指定できるということで、資金管理団体があります。なので、設立の制限がされているのは政治資金団体と資金管理団体のみということで、政党は要件を満たせば政党になると。それ以外は全部政治団体という括りになるということで、これが、10 年前くらいに調べた時には全国で 6 万から 7 万の団体があるというふうにお考えください。政治団体ですので公職の候補者かどう

かということは一切関係なく、政治的な主義主張をしたりとか、特定の候補者を応援する目的とか、そういうことで直接公職者と関わらない政治団体もたくさんあるというところがあります。これらについてそれぞれ収支報告書を提出しなければならないということになっているということです

それともう一つ、2007 年に、政治資金については特に支出に関して不祥事がたくさんあって、要は議員会館内に事務所があるのに光熱費を出しているとか、そういう様々な問題があったのを受けて、2007 年に政治資金規制法の改正が施行されています。この時にできたのが国会議員関係政治団体という括りで、政治団体の内、政治団体だけでなく政党支部も含むんですけれども、それについて要は国会議員に係る公職の候補者なので、現職国会議員に限らず、過去に立候補していた人も含めて、あるいは今後出る予定の人も含めて、その人が代表者である政治団体というものに該当する場合と、あと要は税の控除が受けられるという政治団体。その特定の候補者を推薦支持することを本来の目的とする政治団体については、公職の候補者が代表でなくても該当するということになっているということですね。

それから政党の支部も公職の候補者の選挙が行われる区域を単位として設けられていて、かつ公職の候補者が代表者であるものについては国会議員関係政治団体に該当するということで、これらについてはいずれもこの団体がこれに該当しますということを、政治団体を届け出ているところにそれぞれ届け出るという仕組みができています。ですので政治団体と政党支部の内、国会議員関係政治団体、どの国会議員が関連する政治団体かということについては、都道府県の選挙管理委員会と総務省に届出がされていて、現職に関しては総務省が各都道府県選管届け出分も含めて集約して公表していますので、現職の国会議員に関しては、どの団体がその人の政治団体であるか、ということは比較的容易に分かるように現在なっています。

それから政治団体の届出ということに関して言うと、二つ以上の都道府県で活動している政治団体か、あるいは事務所の所在地以外の都道府県で主に活動している場合は、これは総務省に届け出るということになっている。それから、一つの都道府県のみでの活動の場合は、都道府県の選管に届け出るということになっていますので、全国に届出先がそれぞれ散らばっているという状況ですので、国会議員関係政治団体についても、同じ例えば資金管理団体でも総務省に届け出ている国会議員、あるいは公職の候補者と、都道府県選管に届けている場合があるということです。

政党支部も基本的には同じロジックで、どこで活動しているかと、どの範囲で活動しているかによって、同じ政党支部という名前でも届出先が異なっているというのが現状であるということです。それから政党交付金に関しては、報告書の提出主体というのは政党と、政党支部ということになります。政党支部については政党から政党支部交付金という形でお金が出ていて、それについては政党の本部と同様に交付金については、報告をする義務があるということです。交付金に関しては、収支報告はいずれも提出先は総務省なんです。政党支部に関しては総務省に提出するときは、これは本部を通じて提出するということになっていますので、一旦その政党本部は各支部の収支報告書も含めて、集約をするという仕組みになっています。それから政党支部に関しては、所在する都道府県の選管にも出すということになっていますので、そこにも報告書が出ているということになっているということですね。

それから選挙運動費用等に関して言うと、報告書を出すのは公職の候補者ということになって、要はここが政党が入っていないということであります。それで衆議院小選挙区と、

参議院選挙区は都道府県の選管に出されて、衆議院参議院の比例候補者に関しては、総務省に出されているということなので、これも今 2 箇所に分かれて、いくつかに分かれて、報告書が国政選挙でも存在することになっているということです。それから、収支に関する制限ということでいうと、収支の制限が明確に量的質的に制限されているのは政治資金の方です。特に収入の方はということですね。

それで政治資金収支報告書に関しては、これは政治団体、政党支部、政党が何を受けられるかということなんですけれども、収入に関しては、寄付は量的制限と質的制限の両方がされています。量的制限に関して言うと別紙ということで、これは総務省が作っている資料をそのまま引っ張ってきたんですけれども、個人とそれから団体献金ですね。企業、労働組合等の団体ということでいくと、個人の献金で言えば政党政治資金団体というものに関する上限と、それから資金管理団体と、その他政治団体に関するものがあるんですけれども、基本的には政党政治資金団体は個人の上限が年間に決まっているというところで、その枠内であれば制限が無いと。資金管理団体とその他の政治団体については年間の総額の上限も決まっているんですけれども、その一つの団体に対する年間に出せる金額も上限が決まっているということですので、政党とかですね、政党支部に比べて資金はまとめて集めにくいという構造にはなっているということですね。

それから、政党とか政治資金団体に関しては団体献金ができるという仕組みが残っていますので、ここも、政党、政党支部、政治資金団体にお金が集まるような構造に今の規制はなっているということです。

それから政治家個人の政治資金の流れということで言うと、政治家個人に対する献金は禁止されていますので、いずれの場合も個人団体共に献金はできないということですね。ただし政党から政治家個人に対する資金の提供というのは、これは特に制限は無いので出来るということと、政党以外の政治団体と個人に関しては、両方とも金銭有価証券による寄付は禁止されているということで、それ以外の物品類の寄付であれば個人、それから政治団体に関しては政治家個人に対して寄付ができるという構造になっていると。ただし、これについては個人、それから政治団体からの政治家個人への献金は選挙運動に関するもののみは例外になっていますので、選挙運動に関して言えば、寄付についてはできるということになるということですね。

1 枚めくっていただくと政治団体間の政治資金の流れということで言うと、基本的に政党政治資金団体に関しては量的制限が無くお金のやり取りが出来るという構造になっているということですね。基本的に規制されるのは政治団体同士のお金のやりとりについては年間の上限が決まっているということになりますので、これも政党とか政治資金団体が、資金を分配する機能は割と自由に行えると、政治団体間についてはそこに制限が入るということですね。ですので、今の政治資金の量的な規制を考えると、政党政治資金団体にお金を集めてそこから分配することは比較的容易であるということですね。一方で、政治団体とか資金管理団体がお金を集めるとなると、細かくなるべく寄付を集めるということを前提にしているということですね。なので、政党に所属している議員からすると政党支部という器は割と使い勝手が良いと。で、いわゆる政治団体については一定の制限をある程度甘受しながら運営するということになるということですね。

それ以外に政治資金に関しては、政治献金については質的制限がされていて、一定の補助金を受けている会社とか、赤字の会社とか、あるいは外国人、外国法人からの寄付とか、あるいは 1000 円以上であれば匿名寄付ができないとか、他人名義寄付などは、これは禁止さ

れているというところで、質的な制限がされているということです。

それから収入に関して言うと、政治団体は政治資金パーティーというものがありますので、これについては量的制限がされているということですね。一つのパーティーで一つの人、ものから 150 万円を超えて支払いを受けてはならないということになっていますので、ここで一応上限が、量的な規制がされているということですね。それから、先程も触れましたけれども、団体献金に関しては政党、政党支部政治資金団体のみ可能ということになります。

政治資金については支出については特に制限は無いんですけれども、一応報告する項目は決まってますので、その範囲で振り分けられるものというのが基本かなと思います。あと不適切な支出であれば、それは社会的批判の下で政治家が批判をされるという構造で抑止をするということになるという仕組みです。

政党交付金に関しては、収入は国庫からの交付金ということになると。支出については特に制限は無いということで、法律上は制限を設けてはならないというふうになってますので、制限は無いということですね。なので、これも不適切なものは社会的批判の下で是正をするのを前提にしていると言っていいかなと思います。

選挙運動費用等については少しですね、政治資金とか政党交付金と収入という概念が違うというふうに言えるかと思います。政治資金も政党交付金も基本的には現金とかですね、それ以外の不動産のようなものとか、そういうものを割と想定しているんですけれども、選挙運動費用に関する収入とは、金銭物品その他の財産上の利益の収受、その他の承諾約束まで入るということになっていますので、将来的にやりますよって献金しますよっていう約束も入るということとか、それから財産上の収受に関することであれば、それは幅広く入るということになります。具体的には物品とか財産的価値があるものの収受とか、その収受をするだけではなくて、それを利用することによって、それを享受することによって得られる利益も収入に該当するということになっていますので、これも大分、上の二つと違うんですね。それから、その約束でもそういう利益を受けるということを承諾したり約束しただけでも収入になるというふうになっていますので、これもかなり違うということですね。

寄付も少し違うということで、選挙運動に対する寄付というのは金銭だけではなくて、物品その他財産上の利益の供与とかもちろん入りますということで、党費とか会費とかそれ以外の債務の履行としてなされるもの以外は全部入りますということになります。なのでこの辺もですね、従来の規制の中だと割と幅広く収入を報告しなければいけないいう構造は、上の二つをそもそも想定していないというところがありますので、ここはこれからどうするのかということについては一つの論点になるのかなと思います。

それから選挙運動費用については公職の候補者の個人に対する寄付というのは、選挙運動に関するものであれば可能です。それが年間 150 万以内ということになっていて、これについては通常は政治団体を作ったり、政党支部が無いと個人からの寄付を受けられないんですけれども、選挙運動に関してのみ、個人から個人への献金が可能という構造になっているということですね。一方で団体による寄付は全面禁止ということになっていますので、個人に対する団体献金はできないという構造になっているということです。ですので、ここも上の二つは基本的には団体をベースに報告書を出して規制をするんですけれども、選挙運動費用は公職の候補者ベースで物事が捉えられていますので、ここもちょっと違うということになります。それから支出に関して言うと、量的制限とか公費負担制限というのがあるということはこの前ご報告があった通りです。使途の制限というのは基本的には選挙運動規制と連動してるというか関連していると考えるべきかなと思いますので、ここはちょ

っと省略をしたいと思います。

報告と公表ということで言うとですね、収支報告書は一番透明性が求められるというベースで色々と修正、改正が繰り返されてきたものです。収支報告書は原則年に 1 回報告ということになっていて、寄付については年間 5 万円を超えるものについては寄付者の氏名等を報告書に記載するという仕組みにしているということですね。なので、年間 5 万円を超えるということなので、1 回少額であっても、年間トータルで 5 万になれば氏名等の公表対象になるということです。政治資金パーティーに関する収入については、一つの政治資金パーティーごとに 20 万円を超えるということなので、ここはだいぶ緩いというふうに以前から言われているところです。

支出に関して言うと、1 件あたり 5 万円以上のものについては、支出を受けた者の氏名等を報告しなければいけないということになっていますけれども、この辺は国会議員関連政治団体はまた別ということになっているということです。で、資産等については、ここに書いてあるものについては報告をしなければいけないということです。すいません、書きかけにしていて私は書いていないんですけれども、国会議員関連政治団体については、1 円以上の領収書を作って、1 万円以上のものについては総務省又は選管に提出をしなければいけないと。少額に関しては、各政治団体、政党支部が保管をしていて、請求があったらそれを開示するという仕組みで、国会議員関連政治団体に関しては 1 円以上のものが領収書も含めてチェックができるという仕組みに現在はなっているということです。これが 2009 年に法が改正されて、新しく入った仕組みです。

それから収支報告書については公表も他のものと少し違います。収支報告書は従来から、2009 年の改正以前から、要旨を広報で公表するという仕組みはあったんですね。なので都道府県は県報とか広報と呼ばれるものに収支報告書の要旨、ほとんど、支出に関する部分を除いて、あとは収入に関してもごく一部を除いて、そのまま載っているという状態ではあるんですけれども、その要旨の公表というものを公報でします。ただしこれも 2009 年の改正で変わったものなんですけれども、収支報告書そのものをインターネットで公開する場合は、要旨の公表を省略できるということになっていますので、都道府県の中でインターネットで収支報告書の公表を始めている所は、その公報での要旨の公表は省略している所がかなりあります。

2009 年で何が変わったかと言いますと、これが二つのものとの違いなんですけれども、2009 年までは政治資金規正法そのものは閲覧規定しか持っていないということでしたので、総務省などはそれより前からインターネット上での収支報告書の公表を始めていたんですけれども、閲覧はできるけれどもダウンロードもプリントアウトもできないという制限をかけてインターネット上で公開していたんですね。つまり、見ることしか法律上は許容されていないと。収支報告書の写しをとりたい場合は、これは都道府県選管も含めて情報公開制度に基づく開示請求が必要だということで、長年運用してきたということです。これを政治資金規正法そのものを改正して、閲覧だけではなくて公表という形にして閲覧と写しの交付を両方できるようにしてインターネット公表を始めていますので、現在はダウンロードもプリントアウトもできるということに今なっているということです。

それから収支報告書については保存期間は 3 年間というふうに規正法で定められていますので、3 年過ぎると廃棄というふうに原則なっています。ただし収支報告書に関してはインターネット公表を始めている所は、基本的には国会図書館のインターネットアーカイブにそのまま残ってますので、3 年過ぎてアクセスできないということは今は無いんですが、

原則原本は 3 年で無くなるという運用をしているということと、インターネット公開をしていないところは 3 年で本当に物理的に無くなるので、インターネット公開していないところは要旨の方で確認ができるということなので、今ですね、全く報告書そのものが過去にさかのぼって探せないということは、まあ無いかなと思っています。要旨かあるいはインターネットアーカイブの方に残っているのとどっちかかなと思っています。

政党交付金に関して言うと、報告は年に 1 回の報告で、政党本部に関してはこういうものを報告しなさいというものが決まっているということで、交付の総額と、いつ受けたかということと、それから支出の総額と項目別の金額ということで、これについても支出に関しては 1 件あたりが 5 万円以上のものについては、目的と金額と相手先等を報告するということになっています。なので、これは収支報告書と基本的には同じ考え方ということになります。

それから政党基金ということでお金を貯めることができますので、それについては名称と目的と年末の残高というものの報告が必要ということですね。それから政党支部に関しては本部に準じた事項を報告するという仕組みになっています。交付金に関しては収入一本なので、支出の部分が収支報告書に準じているというふうに考えて良いかなと思いますけれども、これについて、例えば収支報告書並みに領収書 1 円から出さなければいけないということには必ずしもなっていないということですね。

それから公表に関して言うとですね、これは総務省に一括して報告がされていますので、要旨を官報で報告する仕組みになっています。なので、官報で公表されますと、これは事実上永久保存になりますので、かなり過去にさかのぼって探すことができるということです。本体そのもの、収支報告書そのものは 5 年間です。こっちは保存期間 5 年間で総務省で閲覧ができると。支部の分に関しては都道府県選管にも報告されていますので、ここでも閲覧ができますという仕組みになっているということですね。報告書そのものは、出向けば都道府県選管でも閲覧ができると。それから総務省に関して言うと、これはかつての収支報告書と一緒で、ダウンロードもプリントアウトもできないんですけれども、インターネット公開はしているので、閲覧はインターネット上でできるという運用をしています。ですので、これは誰でも具体的な収支報告書について、見たいということであれば簡単にアクセスできる状態にはなっているということです。但し、紙媒体で写しを欲しいというような場合は情報公開請求が別途必要ということになります。

それから選挙運動等費用に関して言うと、選挙終了後にこれは出すということなので、都度ですね。選挙運動に対する寄付については氏名や住所、金額を報告すると。収入に関しては先ほどご報告した通り、単に現金の寄付を受けましたという以外も含めて収入に該当すると。寄付も現金の寄付以外も該当するという仕組みになってますので、将来的な約束も含めてここには書かなければいけないという仕組みになっているということです。

支出に関して言えば、10 項目が決められていて、その中で振り分けていくという形で報告書が作成されているということですね。公表については、要旨を公報で公表するという仕組みになっています。これは 3 年間提出された選管にて閲覧可能ということになっています。それと要旨を公報で公表していますので、これについては割と都道府県とか総務省はインターネット上で簡単にアクセスできるように情報提供しているというところがあります。市区町村についてはそれぞれだと思います。これは 3 年間の保存期間なので、3 年経つと無くなるということですね。それから写しの公表に関して言うと、これは情報公開請求すればできるということですけれども、それが必要という仕組みです。

なので、収支報告書に関しては 2009 年でだいぶ情報アクセスも含めて利便性を向上させたんですけれども、交付金と選挙運動費用については、そこは手つかずでまだ従来の規正法の枠組みと同じものがそのまま残っているというのが現状ということです。ですので、それぞれ割と今の状況から言うと政治資金と政党交付金と選挙運動費用とで、それぞれの規制とか枠組みの中でそれぞれ報告書を作ってきているというところがありますので、そもそもですね、例えば政治資金収支報告書に一本化させて、選挙運動費用については独立してある程度項目を設けて報告させるとか、そういった場合には何を収入とするかというところを、従来から変えるのかとかですね、あとは収支報告書に関して言うと、国政と地方では求められる支出に関する証拠書類の細かさとか公表範囲の違いっていうのが現にありますので、この先、例えば政治資金収支報告書に一本化させるとすると、国会議員並みに地方議員を引き上げるのか、地方議員分とか首長分も国会議員並みにするのかとかですね、その辺も実は論点としては一つあるということですね。

それと、公表の仕方については、これはそもそも政党交付金と選挙運動費用の報告書の方が、そろそろ収支報告書並みにするところではあるので、あんまり具体的に議論する必要は無いかなというふうには思うんですけれども、ただしどの範囲を報告するかとか、どの範囲を公表前提にするかとかいうのは、法制度上きちんと位置付けておかないと政治活動と選挙運動、選挙活動というものの中で、公表範囲とかが異なってくるということがあるので、そこは考えた方が良いかなというふうに思います。一応報告としては以上です。

只野雅人 : どうもありがとうございました。けっこう詳細な話をいただいたんですけれども、どうしましょう。はい。

城倉啓 : すいません。スカイプ参加者の方のためにですね、三木代表の方で環境が許せば資料をですね ML に添付して送っていただければと思いますので、そうすれば皆さんご利用できると思いますので、すいませんよろしくお願いします。

只野雅人 : ではちょっとお待ちしましょうか。そうしましたら、今のご報告について質問があれば出していただいて、その後進めていくという形にしたいと思いますがいかがでしょう。けっこうテクニカルな話が多いので議論するのが難しいところがあると思うのですけれども、この間一つ問題になっていたのが、選挙運動費用に上限を設ける場合ですね、一体どの費目をその対象にするのかと、この辺りの話だったと思います。で、今回少し具体的にですね、例えば報告対象になる費目なんかが出てきましたので、少しイメージがしやすいかなというふうに思うんですね。それから収支報告書を一本化するかどうかという論点も出していただきましたけれども、その辺りも含めて皆さんの方からご意見伺えたらと思います。どこからでも結構ですけれども、いかがでしょうか。

田中久雄 : 大変詳細なご報告をありがとうございました。大変複雑ですよね。三つの報告書がそれぞれ対象も違うし主体も違うということで。ですからこれから議論する上で、今お話しの中にもありましたように、報告書を少し整理して統合するみたいなことが可能なのかどうか、二つ目として、逆に報告書で欠落しているところが、報告書というか、規制なり報告書で報告すべきことで欠落しているところが無いのかどうか、それは具体的に例を言えば、選挙運動費用の中で候補者個人を主体としているわけですけれども、政党の報告、選挙運動費用の報告は無いわけですよね。だからそれは現行のままで良いのかどうか、それが一つの焦点になると思います。で、もう一つの観点から、逆に非常に厳しすぎると、もう少しこう制限を緩和しても良いんじゃないかということも議論になるんではないかなと。政治資金収支報告書は、これもう政治団体全てですよね。先程何万団体ってありましたっけ。そ

ういうかなり小さな団体も全て、政治団体として登録しているのは全部報告書を年間で出さなければならないということになっているわけですけれども、果たしてそこまで大した運動もしていないような規模の小さいものなんかは、もっと対象から外すとか、あるいは規制の仕方を緩和すると、そういうことも考えたら良いのかなという感じはしますけれども、漠とした考え方はそういうことですね。

只野雅人：ありがとうございます。三木さんお答えしにくいかもしれませんけれども、もし今の発言についてコメントがありましたら。

三木由希子：たぶんその政党の選挙活動費用をどうするか、いわゆる選挙運動費用というんですかね、をどうするかっていうのは、全体の枠組みの中で位置付けていかないとどうしようもないので、何に対してどういう制限をして報告を求めるのかということと、それは選挙制度と連動するところがあるので、その選挙制度の問題と一応ひっくるめて整理をしないと単に報告すれば良いですよねって言った時に、何を政党の選挙運動とするのかというのが定まっていなければもうちょっと議論のしようが無いなと思っています。それと政治団体に関して言うとですね、小さい団体も含めてあるんですけれども、色んな政治団体の設立には意味があるような感じだと思うんですね。

特に例えば北海道なんか選挙区がすごく物理的に広いので、そうすると北海道の保守政治家は大量に後援会を持っているんですね。それは地域にそういう責任者を張り付けるというか、あなたがここの講演会の何かですよっていうことで実質的な活動はしていないけれども、地域の拠点として後援会組織を大量に立ち上げていて、多い人は百とか百数十持っているですね。まあ最近の政治家はそうじゃないかもしれませんけれども、一世代前というか、今の自民党で言うと長老格とか中枢にいるような世代の人たちは、昔はそういうふうにやっていたわけですよね。なので、少額であったりとか、あるいは時々そこで政治資金パーティーのようなことをしていたりということなんですけれども、逆に政治団体を潰してしまうと、全くそこの動向を把握できないって話になるんですね。なので本当にそれで良いのかっていうことはよく考える必要があるということです。

例えば今の財務大臣の麻生さんなんかも、名前から直接麻生さんの関連団体と分からないところは、麻生さんの為の政治資金パーティーだけは毎年行っていて、そこからお金が資金管理団体とかに流れているというようなことがあったりするんですよね。だからちょっとですね、政治団体を無くすことによるデメリットも結構あって、一方でその個人からの献金とか団体からの献金というのは今の現状で言うと、収支報告書ごとにばらけているので、トレースがしにくいんですね。なので、無くすことのデメリットも考えた上で、ちょっと議論する必要はあると思います。なので何を議論の対象にするかってことで言えば、今のこの間の流れで言うと、公職の候補者について、お金の流れをどうするかとか、選挙活動期間になった時のお金の制限とか報告をどうするかというところにとりあえず絞った方が良いんじゃないかなというふうに思います。

只野雅人：ありがとうございました。そうしましたら、この間議論になっていたところの選挙運動の問題ですね。そこを中心に議論していくということでよろしいでしょうか。全部やるとなかなか収拾がつかなくて大変だと思うんですよね。他の皆さんからいかがでしょう。

傍聴者：よく大臣クラスで資産公開とかって、ほとんど資産無しってなって、半分以上の人が資産無しってなってるんですけど、そういうのは別によろしんでしょうか。

三木由希子：その資産公開はまた全然別の仕組みと法律で、あれは国会に報告するんですよね。なので、あれはあれで、今回とは別枠で問題としてやるべきって話で、ちょっと今の政

治団体とか、選挙活動とはちょっとまた別かなと思います。
只野雅人：他にいかがでしょう。じゃあ私の方から。この間ちょっと議論になっていましたのが、選挙運動費用の上限の話し、さっき出ました上限の話しですね。で、上限を設ける場合に、どういう費目を対象にするのかっていうことで、ある程度ざっくりしたものにせざるを得ないんじゃないかという話が出ていたと思うんですね。一方でもう一つ難しいのが、特に現在の法制度を前提にすると、政治活動と選挙運動っていうのが一応、概念上区別されていて、政治活動は選挙中でも原則規制は難しいわけですね。一方選挙運動についてはわりと厳しい規制をきっちりやってきたと。こういう経緯があって、例えば４頁に具体的な選挙費用の報告項目がありますよね。これなんかたぶん支出対象として出てくる候補になるかなという感じがするんですけれども、一方で、この間行われている政治運動との区別っていうのはなかなか難しいでしょうかね。目的で区別するしかないのかなという感じもするんですけれどもいかがでしょう。
三木由希子：そうですね。唯一項目としてあるのは、政党交付金に関しては、選挙関係費という項目が報告書上あるんですね。ただそこが何なのかっていうことと、全部は見ていないんですけれども、わりと色んな政党の報告を見ると、そこ割とゼロが多いので、あんまり交付金ベースではやっていないのかなとは思うんですね。
　やっぱり分けるのは事実上難しいと思います。政治活動費と組織運営費に、例えば政治資金収支報告書なんかは大きく二つの項目に分けて、その中で大きく二つ項目があって振り分けて報告をするという仕組みに今なっているので、そこに新たに選挙活動費とかですね、っていうものが大きく分けて区分けができるのかっていうとひじょうに難しい。特に例えば、事務所をそのまま使いますって時に選挙運動期間をそっちに入れるのか、それともともうそのまま持っていた事務所を使うのかっていう話ですとか、現状がちょっとどうなっているのか分からないですけれども、人件費なんかも秘書が両方やってたりということがあった時に、振り分けられるのかなとかですね。だから何を制限の対象にするのかっていうこと次第で振り分けできるような仕組みにもなるし、事実上出来ない仕組みにもなるということかなと思います。
　現状はそういうものも含めて一応上限がはまっているという世界ですよね。だから逆に言うと、区別がほぼできないものは除くとすると、従来の上限規制と同等だと、まあ従来よりも選挙に使えるお金は相対的に増えるということになりますよね。だからそこは、事実上は綺麗に区分けはできないので、何を上限規制の対象にするかっていうところで、区分けができる仕組みにするしかないっていう話しだと思います。
　あと、もう一つはやっぱり公職の候補者だからっていうことで、選挙運動費用については個人献金が政治家というか公職者個人にできるという仕組みになってしまっているのを変えるかどうかってことですよね。今だと政治家個人に対する個人からの寄付ってできないので、現金寄付はできないので、選挙活動期間に限って認めるのか、それともそれをそもそも止めて、政治団体か政党支部に一本化するのかとか、そこも考えなきゃいけないですよね。
　あと、やっぱり選挙に関するお財布をどこに一本化するのかって問題はあると思うんですよね。政党支部なのか、それとも個人の政治団体で、資金管理団体のような特別な団体を一つ必ず指定しなければいけないというふうにして、そこにするのかというようなところで、要はどの器で報告をさせるのかということもやっぱり決めなきゃいけないと。政党支部になると今のような選挙制度がそのまま残ると比例代表の選挙運動と混ざるっていう構造により強くなりますよね。選挙区の候補者であると同時に比例王甫者でもあるっていう構

造が、今の選挙、衆議院についてはあるので、だからそこもですね、どこに一本化するのかっていうところで、区分けができるかどうかってことを考える上では一つのポイントかなと思います。

只野雅人：ありがとうございます。なかなか課題は多いですよね。政治活動と選挙運動の区分けはやっぱり難しいかなという感じがしてまして、どっかでやっぱり割り切る必要はあるかなと思うんですね。運用可能な仕組みにしていかなければいけないっていうことで。それから、入りの方っていうか、受け皿をどうするかっていうのもちょっとこの間議論はしてこなかったんですけれども、けっこう大きな問題かもしれないですよね。複雑にするとすごく仕組みが見えにくくなってしまうところがあるかもしれないなと、そんな感じはします。

三木由希子：特にですね、今政党支部と、政治資金団体にお金を集めて分配するっていう構造がですね、わりと構造的にはそういう構造が一番、特にお金を集める政党に関しては強いかなと思っているので、入りの部分もそんなにシンプルな構造じゃないんですよね。お金の流れ自体が。集め方と分配の仕方も含めて。政治活動については日常的な経費とかほとんどは、交付金の方で出していますよね。組織活動費みたいなものとかそういうものは。だからそういう意味では、今お金の入りも出し方も、実際の活動に伴うお金の周り方も割と収支報告書ベースでは公表されているので、よく見ていけば分かるんですけれども、全体としてトレースしにくい構造にあるので、それも全部入れ替えてやり直すって話はかなり大事ではあるんですよね。だからどこに絞って現実的な仕組みにするのかってことは、割とちゃんと絞らないと全部法律変えますっていう話になるかなと思います。

小林五十鈴：選挙運動については全く市民の形でお金をカンパするとか、お手伝いするとか、そういう社会をずっと私は担ってきたんですけど、今は議員さんとのお付き合いがあると政治のパーティー、それはたくさん来るですね。1 万円ならまあ行けるかなと思うんだけれども、2 万円くらいの。で、それはどういうふうに使っているのかなあって、今ここで見ると 150 万円、それ以上はどうなっているのかなあと思うことと、それはどういう収集されてやってらっしゃるのかと。まあ私たちは議員さんを支援するために、会になってる議員さんもいますね。それは年何回かお金を払っているとか、そういうので資金を集めてらっしゃるんだなってことは分かるんですけれども、全くこういうふうに収支、まあ今企業献金がすごく増えている中で政党助成金で何とか賄うという時代を過ぎて、20 年も過ぎてきたのに、その辺の辺りと、色んなところでこんがらがって、こんなの面倒くさいやなんて感じもするんですけれども、今日の話を聞いたら何とかこれを一つずつまとめていって要望書出さなきゃいけないなと思うんですけれども、パーティーのことだけちょっと教えてください。

三木由希子：パーティーはですね、150 万円というのは一人の人がパーティー券を買える上限額、一つのパーティーに対してってことなので、例えば一人の人が 150 万円以上買っているとそれは法律の制限にかかるということなんですよね。だから、政治資金パーティーそのものは、1 回のパーティーで数千万円単位でお金を集めているのであると。もう一つは複数の人に分けて買っちゃうと、上限が一人ひとり 150 万以内で買えば、例えば同じバックグラウンドを持つところが、かなり大量のパーティー券を買えるっていうこともあるんですけれども、今はどっちかって言うとパーティー券で問題になっているのが、20 万円以上が公表対象なんですよね。だから 20 万円に引っかからないように細かく分けて買うので、どこの企業とか関係者が買っているのか把握できなくなっているってことの方が、どっちかと言えば問題として指摘されているかなというふうに思います。結局制限を設けるとか、あるいは公表規定を設けると、それに引っかからないようにどうするかって話にはどうし

てもなって、いたちごっこみたいな世界なんですけれども、なのでパーティー券に関しては寄付が 5 万円で、パーティー券は 20 万円なので、これを寄付並みに下げるっていう議論は十分あり得るのかなとは思います。

只野雅人：他にはいかがでしょう。

田中久雄：議論が色々と広がって、このお金の問題は広がっていってしまうんで、先程お話あったように、まず選挙運動費用ですよね、その報告書という、それをダーゲットにしてですね、どうしたら良いかと、この報告書自体ですね、現行のままで良いのかどうかと。しかも選挙運動の規制を撤廃なり緩和するという方向性が打ち出されているわけなんで、その場合に先程からお話に問題になっているように、選挙運動と政治活動っていうのが混然一体となってしまうということで、どう選挙運動費用を切り分けていくのかということがまさに課題なわけですよね。ですから対象として運動費用の上限を設けると、その必要性、大体コンセンサスとしては上限を設ける必要性があるんではないかという一つのコンセンサスはあるかと思いますけれども、じゃあその場合に費用としてはどういう計上をするのかという、その形状の仕方ですよね。で、色々現行のやり方でも良いんじゃないかという考え方もあろうかとは思いますけど、私なんかはその前にも話しました通り、ある程度制限列挙ですよね、ポスターとか、会場借上げ費とか、いくつかそこらのこれは選挙運動費用として計上するんですよっていうのを制限列挙して、それに該当するのは上げてもらうと。後はもう政治活動として混然一体として、別に報告書には書かなくても良いというようなやり方でも、かなり落ちこぼれというか、漏れる経費が多いと思いますけれども、この辺は割り切り方だと思います。それと、先程言いましたが主体ですよね。今は政治家、あるいは候補者ということが報告書の作成の主体になっていますけれども、政党は除外して良いのかという、政党の方は収支報告書とか、他の報告書の中である程度制限なり公表してもらうことで、選挙運動費用の報告書の中からは現行通り、政党は報告書は作成しなくても良いというふうにするのか、その辺から議論を詰めていくことが良いんではないかなという感じがします。

三木由希子：そうですね、選挙活動に関する上限規制をどういう目的と原則でやるのかということ次第だと思うんですね。基本的には規制をはめるというのは、ある種の公平性を担保するという話ですよね。だからあんまり漏れが多いと、資金力があるところが圧倒的に有利な選挙活動とか政治活動が、選挙期間中もできてしまうわけですよね。そもそも、上限をはめることがどういう原理原則に基づいているのかというところをまずはっきりさせないと、何をあきらめるかというところが整理できないんじゃないかなと思うんですね。私は選挙運動そのものにほとんどタッチしていないんですね。実際にどういうところにどれだけのコストとお金が掛かるとか、あるいは規制を取っ払ったときにできることが増えてしまうわけですよね、そういう時に従来よりもどれ位コストが掛かるようになるのかということ、できることが増えるということは、たくさん動く人がいればいるほどいろいろなことができる選挙になるということなので。そうするといろいろなものが上限からもれていくと動員力と資金力があるところは、本当にいろいろなことができるということになるわけですよ。なので、どういう原理原則で上限規制をはめるのかというところは、はっきりさせた上で議論した方が良いかなと思っています。

もう一つが、一番課題なのはこれまで政党の選挙活動・選挙運動の収支報告がされていないということもそうなんですけど、収支報告書に一本化しようと思うと、収支報告書は基本的に団体なんですよね。これまで選挙費用に関しては、公職の候補者個人なんですよ。個人

と団体というのは全然違うものなので、それを団体ベースにするのか、個人ベースで残すのかというところをはっきりさせないと、何に一本化させるのかという議論はそもそも成り立たないと思うんですね。収支報告書に政治活動の延長としてするということになるとすれば、それは団体に集約するという話になるので、個人単位の報告ではないというところをまずはっきり、つまり政治団体としての届出がされて、政治団体として成り立っていないと履行できませんよということをまずはっきりさせないといけないということと。それから収支報告書は、団体ベースにするんだとすれば、それで良いと思うんですね。

もう一つは技術的な話としては、収支報告書は年 1 回ですので、選挙運動が終わったあと 1 年後の締め切りまでに間に合えば良いという話なのか、そうじゃないのかというところで。そこは公費負担との関係でまたちょっと別に技術的な仕組みを入れると。その前段階をまずはっきりさせるということだと思います。

政治団体そのものは、届出ればできてしまうので今のままだと。これを政治団体を絞るという話になったりとか、要件を厳しくするとすぐできないので、予め政治団体を用意しておかないと立候補できないという意味では、それが一つに制限になると立候補制限になるということにはなると思いますし。その要件の作り方によっては、例えば一定以上の収入がないと政治団体として届出られないような仕組みにしてしまうと、収入がないとできないので、それが事実上供託金よりもハードルが高い立候補制限になる可能性も出てくるということですよね。そこは全体のバランスを見て整理した方が良いと思います。なので、政治団体はやはり今の現行制度のまま、とにかく届ければできるというくらいの自由度があって良いと思うんですよね。ただそれを実際の公職の候補者として活動しようと思った時にどうするかということで、一つ枠をはめると。公職の候補者として指定をすると資金管理団体として一定のメリットが享受できる訳ですから、団体を作った場合も。そういうところを、今よりもインセンティブ高めてやるとかというところも、技術的には方法としてあるかなと思います。だからまず団体か個人かというところで、個人の報告をやめて団体に一本化するのかどうかとか、それによるメリット・デメリットというものを考えてから、じゃあ団体にやるんだったら収支報告書で一本化するとすれば、どういうことが必要ですかねということを議論するという順番になるかなと思います。

あともう一つが、個人で選挙運動期間中に受けられる献金というものがあるので、そういうものをどうするかという、どの程度献金もらっているかわかりませんけれども、その辺とかはどちらかを選ぶときに付随してくる問題として、結論を出した方が良いということですね。

只野雅人：他にはいかがでしょうか。

スタンスをどうするかというのは、一番重要な問題で、この間の代表者会議でも議論になったんですけれど。運動を自由化するということになると、資金量が豊富な候補者や団体が圧倒的に有利になるわけですね。そことの兼ね合いをどう考えるかということで、とりあえず資金の支出の方に上限をはめることでバランスをとりましょうというのが、多分基本的なスタンスだろうと思うんですね。ただ、あまりそれを厳密にやろうとすると、またいろいろな形の規制を考えなくてはいけなくなるので、規制をなくした意味がなくなってしまうという問題はどうしても出てくるかなという感じはします。今の管理団体の話なんかもそうですよね。あまり厳密に作れという話になると、立候補に対して非常に制約を課すようなことになってしまいかねないので。まぁ作った上で、メリットもありますよという形が望ましいのかなと、そんな感じはしますね。

他にはどうでしょう。運動を自由化すると、現在想定されている費目ではカバーできないようなものが何か出てくるかということですけれど。どうでしょうね、現在のものも割りとざっくりしたものですよね。

三木由希子：そうですね、現状では使途は事実上規制がないという状態で、収支報告書も交付金もあって、便宜上費目が作られていてどこかに振り分けてねという構造ですよね。あとは不適切なものは社会的な批判に委ねるという仕組みになっているので。だから、使途の制限は今はないという前提で考えた方が良いですね。無い中に一定程度入れていくのかとか。政党交付金について言えば、一部シンタンクに使うようにという手続きにするという議論も別立てであるので、そういう意味では一部使途制限という。でもそれはお金を何に振り分けるかという話なので、何に使ってはいけないかという話にはならないんですけれども。そこは今は制限が無いという前提で、制限を持ち込むという議論をしないといけないのかなという気はします。

後はだから、今の選挙費用って今の規制の中でこういうお金が発生しているというケーススタディなので、それを外したときに何にお金が掛かるのかというところがよくわからないんですよね。つまり規制がないんだったら、これも入れたいあれも入れたという話があるんだとすれば、そこにコストが発生するという話にもなると思いますし。あとは選挙活動の仕方として、今だと立て看板というのにみんな貼り付けることそのものをやめようということも議論の一端にはあって、そうするとそういうものに代替する広報周知手段を、立て看板は意外と軽視できなくて、みんなあれを見てこの人が立候補者なのかと顔を見て認識するというか、駅前に立っているとあの人立候補者だとわかるようになるとかですね。全員が貼れないから、平等性の問題とか公平性の問題とかあると思うんですけれども。選挙公報も見る人少ないし、街中歩いていてとにかくポスター貼ってあるというのは、それなりの周知効果は高いので、ああいうものがなくなった時にはやはり資金量がない人のほうが圧倒的に不利な状況にはなりますよね。全部貼るのが難しいとしても、人がたくさん通るところに貼って回れるくらいはできたりするわけですよね。だからそうなった時に、これまでは顔はそういうところで売れるという前提でやっていた活動を、別の方法を考えなきゃいけないということになると、また別の新しいコストが発生するのかも知れないと思うんですね。規制を撤廃したあとに、新たに発生するコストとか、できなかったけれどもやっていいんだったらみんながやるだろうということとか、どんなものがあるだろうというのが私には想像ついていないところがあるので。そういうことが少し予測できると議論しやすいのかなと思ったりもします。

小林五十鈴：選挙運動ということで、私たちは「政治分野における男女共同参画推進法」が通ったから、新しい人を出していきたいという話をしているんですけれども。６増の法案で勝手に自民党とかが決めているので、明後日から会議を開いたあとで、総理が決まった後に国会が開かれるだろうから、来年の参議院選挙前までに要望書を出そうとしているんですけど。選挙運動費用としては、やはり供託金を確保しておかなければいけないということと。新しい人を出していくにはどういう選挙費用、これはやはり新しく変えていかなければいけないんじゃないかと、地方議会はもちろんだけど、国政の方の新しい議員を出さないといけないと、次の世代のために私たちは今まで運動したんだからということでやっているんですけど。今日のお話の中でも、選挙費用として運動としてどういうものをどういうふうにして新しい人に蓄えないといけないかというような論点を教えていただければと思うんですけど。お金が入るということも、比例のところではあると思うんですけど。

三木由希子：選挙費用に関しては、ほとんど政党の公認は政党からお金が来ていますよね。政党交付金を選挙費用のために基金として蓄えるということも一般的に行われているので、政党交付金を貰えている政党に関しては、準備があると。政党交付金の金額が少ないとか、貰えていないところは、自前で集めるということになるかと思います。なので、政党交付金の使い道として、やはり女性とか、障がい者とか、若手とか、特に新しく政治に参入すべき層に対して手厚く支援をしていくということはできる体制にはあるけれども、あとはやるかやらないかというところなのかなと思います。そこについて制度的な枠をはめて韓国のようにするのか、それとも各政党の自主性に任せるのかということで言うと、今日本は後者なので、思うように出したい人にお金が手厚く回るという仕組みにはなっていないのかなと思います。もちろん選挙運動費用の上限があるので、とにかくお金を突っ込めば良いということはできないので、そこはそこで一定の制約の中で優先順位という問題かなと思います。

只野雅人：小林委員いかがでしょうか。

小林五十鈴：話し合って、私たちどれ位カンパしなきゃいけないかという話を今詰めているところで、まだ来年の 3 月まで何とかしようと、せっかく通ったんだからという話は赤松良子先生のところでやっているんですけど、結論はまだ出ていないんですけど。とにかく女性議員を出したいということで、お金の問題が一番難しいです。

只野雅人：そうですね、供託金は私たちのプランとしてはなくしていくということなので、その部分のハードルは下がるんですけど。現実問題はどうしてもそこは残るかも知れないですけれどもね。

田中久雄：選挙運動費用の上限の問題を議論する上で、選挙運動をできるだけ候補者間で公平するために、資金面での不利益というか格差をできるだけ是正する上で、上限を設ける必要があるのではないかという考え方では一致していると思うんですけれども。考えてみると非常に空しい議論みたいな感じがするんですよね。来年の地方選挙とか参議院選挙の活動というのはもう始まっている訳ですよね。ものすごいお金を投じて、しかも人も動員してという、それが実態な訳です。ところが選挙運動費用というのは、あくまでも現行の制度の下では告示日から投票日までの間に使った費用なんですよね。１年の内のごく僅かな部分だけを選挙運動費用として計上していると。ほかの所は、政治運動と言わないで政治活動なんでしょうけれども、事実上政治運動として活動しているんだけれども、それは選挙運動費用として計上されていないというのが実態なわけですよ。それともう一つは、あくまでも候補者が、政治家個人が経費として活動した費用を計上するという事になっているわけですけれども、現実の選挙の運動を皆さんご存知のように、その候補者とか政党だけではないんですよね。ほとんどみんな外郭団体と言いますか利益団体と言いますか、それぞれの支持している出身母体の団体が、事実上選挙運動と同じような活動をしていて、それは団体の活動ということで別段選挙費用の報告書を出すときに計上する必要もないし。かなり膨大な各団体の政治団体か、あるいは政治団体までいっていないほかの法人格でやっている団体も選挙運動の応援をしていると。だからトータルで見ると、本当に政治家が選挙運動費用として計上するというのは、大海の一滴みたいなもので、それをどう規制して、公平な選挙ができるのか考え場合には、私自身非常に空しくなるんですけれども。そう言っては元も子もないので、できるだけ公平にするという上でやはり心理的なプレッシャーは出てくると思うので、やはり上限を設けて、しかも期間を公示日から投票日という、公示日という概念が仮に選挙運動期間というのを撤廃した場合に残るかどうかというのはわかりませんが、何か

その辺を、現実の選挙運動というのがかなり長期間に渡って色々な団体が膨大な資金を使って行っている中で、ごく一部だけを制限する…その制限が有効なものとして機能するためにはどうしたらよいかという、非常に難しい課題が与えられていますけれども。私自身も解決策を思いつかないですけれども。そういう現状にあるということを前提にして、どういう制度を提言するかということを考える必要があると思います。

只野雅人：そうですね、どういう制度を前提にするかにもよるんですけれど、いずれにしても候補者なり政党を中心にした運動ではあるけれども、周辺で活動している諸団体や個人がいるわけですね。そこにまで規制を広げると、私たちの出発点とどうしても矛盾することになってしまうので。ある程度の割り切りは必要だろうと。ただやはり制度を作るということで、プレッシャーは掛かるし、批判と端緒にはなるだろうということだと思うんですね。特に問題になるのは、多額の費用が掛かる運動手段でしょうかね。それなりに広く利用できるものであれば、色々な団体や個人が利用できますからいいんですけれども。やはり特に資金力がある所しか利用できない、具体的に言うとテレビのスポット広告とか新聞広告をどうするかという、ここは論点として残るかなという感じはします。一番強いのは、それ自体規制するというやり方なんですけれど。ここもやはり躊躇がないわけではないですよね。それからお馴染みのように、政治活動としてはその手段を使えるわけですね運動期間中も。そういう難しさはあるかなという感じはします。

ほかにはいかがでしょうか。そうですね、スカイプで繋がっていると思いますので、岡﨑さん何かありますか。（岡﨑さんとの通信不良）

濱野さんは繋がっていますか。何かご意見ありましたらいかがでしょうか。

濱野道雄（スカイプ）：そうですね、最後のおっしゃって頂いたことがそうだなと思いながら。今のところそれ以上はありません。ありがとうございます。

只野雅人：どうもありがとうございます。そうしましたら、今後の議論とどうつなげていくかということで

城倉啓：先ほど三木代表がおっしゃったような、個人ベースでいくのか、団体ベースで行くのかということは、少しここで方向性が定まったら良いと思ったんですね。私は団体に絞って行きながらも、無所属で出るという人など、届出だけで政治団体になれると、その自由度を確保しながらということと重なると思うんですけど。そういったことや、あるいは政党要件ですよね、政党交付金を地域政党には配っていないわけですけど、そういったことが小林五十鈴委員の問題意識とも重なってくると思うので。供託金はなくす、それと同じような方向で立候補しやすくしてあげるという筋があるものですから、団体に一本化したときに立候補しにくくなったらまずいなということなのかなというふうには思っています。そのようなことを思ったので、委員の方々の中で団体という考え方でいって、ある種一つの方向性を打ち出せるならですね、今日確認できればありがたいと思うんですけど。

只野雅人：ありがとうございます。団体を作ってもらって、そこを中心に資金をコントロールしていくという感じになるんでしょうかね。個人が立候補する場合は、届出で少なくとも政治資金団体を作れるようにして、そこを中心にお金を集めてもらって収支報告をしてもらうという話かなと思いますがいかがでしょう、そのあたりは。

田中久雄：その団体というのがちょっと私自身概念が曖昧なんですが。今は個人ですよね、政治家とか立候補しようとする、それが主体となって選挙運動の費用の収支を報告書として出すという形になっているわけですが。それ以外に団体あるいはそれをなくして団体に一本化するという場合の団体というのは、今現在の政党とか、政治団体とか、それ以外で選

挙運動のために新たに団体を作るということですか。

三木由希子：政治資金収支報告書の中に一本化しようという話をしているので、政党・政党支部・政治資金団体・政治団体のいずれかに該当する団体を作るという話ですよね。つまり新たに収支報告をする仕組みを設けるのではなく、既存の仕組みに吸収させようという話をしていますので。そうすると政治資金規正法に基づく政治団体の届出と設置が必要で、選挙費用に関して言うと、会計責任者も設けないといけないので、事実上政治団体と同じ条件を整えないといけないわけですよね。候補者が代表になって、会計責任者を置くということであれば、選挙運動ができるような体制があるのであれば、政治団体を作れないとおかしいというのが理屈だと思います。ただし、政治団体ベースだと従来の選挙運動費用については、個人が公職の候補者に献金ができるという仕組みになっているのはやめますという話になるので、政治団体にそこは一本化しましょうという話になってくると。ただし、従来はその政治団体の献金上限プラス 150 万円というのが個人献金のできる事実上の上限ですよね、一人の候補者を応援するとしたら、政治団体にも 150 万円、それから選挙運動費用として 150 万円というのが出せたと。その辺の上限の問題は出てくるかも知れませんねというのはあります。

田中久雄：もう一つ確認なんですけど。そうしますと、今各候補者とか政治家は個人の資金管理団体がありますよね。そこが報告の主体になるということなんですか。毎年 1 年分の報告書を作成しますよね、政治資金として。いわゆる政治管理団体ですよね、そこが選挙運動をやった場合には、それも年に 1 回資金管理団体が、その中に区分けして勘定を分けるのかわかりませんけれども。1 年間の報告書の中に、これは選挙運動費用なり収支だというふうに載せれば良いということなんですか。

三木由希子：そこは論点ですよねと先ほど論点出しをいたしました。年に 1 回だと選挙からだいぶ経ってしまうこともあるので、そういう場合は、収支報告書の仕組みを変えて何かしないとダメかも知れないということの論点出しはさっきしました。それと、資金管理団体に一本化するのか、通常の国会議員だと政治団体を政党支部以外に最低二つは持っているので、一般的な後援会組織と資金管理団体と、多い人はもっと持っていますし。そこも政治資金収支報告書に一本化するとすれば、どういうふうにどの器に何をさせるのかということは考えなきゃだめですよねということはありますね。特に政党支部もありますので、政党から立候補している人は、政党支部に一本化するのか、それとも資金管理団体にするのか、それとも自由に選ばせるのか、そこは一定の何らかの規律みたいなものは入れたほうが良いような気はします。

只野雅人：今の点皆さんの方からいかがでしょう。

小林五十鈴：政党支部から公認されると、そこがお金を出してくれるから、通るか通らないかは別にしてお金の心配はそんなに要らないのかなと、私は思うんですけど。無所属とかで出たい人や、自分たちで会を作って出したいという仲間の中で、そういう人は自分たちの資金の中から工面しなきゃいけないということになると、その金はどこからも貰えない自分たちが集めるしか仕方がないということになるんですかね。

三木由希子：何ができるかというところは、私もよくわからないんですけれども。少なくとも政党とか政党支部とか、そういうところはやりたいではなくて実績があるという前提で公費が振り分けられているというベースに今なっているので、単に自分たちは良いと思うだけではだめですよというのが、今の資金の回り方ですよね、交付金に関して言うと。なので、それをどういう建付けで広げられるのかというのは、結構難題だと思うんですね。べき

だ論としては地域政党といっても、現職の議員がいる地域政党といないところがあったりとかしますし、国政も一緒ですよね。毎回たくさん立候補者を立てるけれども、議席を取れていないところもあるので。そういうところに交付金入れていくのかという話になると、特定の政党を念頭に入れておくとイヤだという人が出てくるだろうし。そういうこと関係なくとにかくやりたいという所にはみんな出しましょうとなると、社会的合意がどこまで得られるかということがあるので、この人たちは素晴らしい良い人たちだというだけだと、ちょっと法制度とか制度になりにくいので、どういうものを入れるとより柔軟な仕組みになるのかというのは、ちょっと色々思案をしなきゃいけないと思うんですね。ただ、あまり良い考えが出てきそうな感じもなくて、現実的なのかなという気はしています。やっぱり、自由に何かをしようということになったときには、やはり組織化するとか、広く支持を得ていくと、現職じゃなくても得ていくとかという政治活動をきちんとしていないと、やっぱりダメですよという仕組みに、つまり日頃の努力が活きるけど、日頃の努力がないと良い人だけでは通らないという仕組みに、多分自由化するとなっていくということだと思いますよね。だからこそ、日頃の政治活動を支えるための資金をどう集めるかとか、資金をどう調達していくのかということは、どうしても問題として出てくるので。そこにいきなり公費というのは少し距離があるので、どのようにそこを繋ぐような話ができるかというのは考えないといけないかと思いますね。特に公費で言うと、一般的な税金の使い方に対する目が大変厳しい中で、選挙のところだけズブズブにやるというわけには全体的な論調としてはいかないかなというところはありますね。

あと政治活動とかに関しては、とにかくゆるくするというのは、やり方を間違えると政治不信の強化になってしまうので、何か良いアイデアが誰かにあればとは思うんですけれども、私はあんまりないですね、それに関しては。

只野雅人：なかなか難しいところで、やはり公費を支出するとなるとそれなりの根拠が必要になって、おそらくこのケースで言うと選挙で一定の実績がある、一定に支持があるということにならざるを得ないのではないかというお話かなと思います。何かできるとすると、公費を出すというよりは寄付をし易くするとか、あるいは政治活動について税制上少し優遇をしてあげるとか、インセンティブを与えるということはあるかなという感じはするんですけど。積極的に支出をするということになると、やはりハードルは高いかも知れないですね。違う形でインセンティブを与えるような仕組みをどう作るかということかなという気もします。ただ、私たちとしても考えていかないといけないテーマだとは思うんですよね。無所属の立候補もそうだし、政党の中で新しい芽を育てていくということも多分考えないといけないので、それを促す仕組みづくりみたいなものをですね。

残り時間もだんだん少なくなってきたんですが。ずい分色々な議論が出ましたので、ここで一度切らせていただいて。次回との関係でちょっと今日出た論点を私なりに整理させていただくと。

城倉さんの方から一つ出ましたのが、表現は難しいんですけれども、選挙運動資金についてはある種の組織のようなものを作って、そこを受け皿にして管理をしていくと。多分これはどうしても必要だろうというのは、概ね方向性としてはあったかなと。但しあまり立候補のハードルにならないような仕組みは考えなくてはいけないと。こういうことで、現在の政治資金規正法における団体のようなものですね。届出で済むようなものを考えると。いずれにしても、資金管理のための人員はどうしても必要になると思いますので、ある種の組織は必要だろうということかなと思います。

それから、選挙運動の上限についてはなかなか結論は出にくいですけれども、田中委員がおっしゃったように、典型的な費目を挙げて、そこについて上限をかけていくという、そういう方向になるでしょうかね。細かいところを詰めていくと、どうしても規制をという話になってきてしまいますけれど、大枠そんなところを考えていくということで、とりあえずの方向としてはよろしいでしょうか。関連して候補者とか政党の周辺で活動する団体をどう扱うかという論点が出ましたけれども、ここもなかなか難しいかなという感じがします。詰めてしまうとどうしても規制をかけざるを得なくなってしまうので、できるだけ幅広い費目が吸収できるような、ある程度ざっくりしたようなものを費目として立てて、その中で上限を管理していくという。とりあえずはそんな感じになるでしょうか。

それから今日議論できなかったのが政党助成法ですけれども、こちらの方はまだ議論を続ける必要がありますが、さしあたって今出ていますのは例えば政策形成に使うような費目として一定額の支出を義務付けるという韓国でやっているような方向ですね、これがとりあえず候補としてはずっと挙がっていたような気がします。

もう一つ最後に小林委員から出していただいたのが、新しく立候補する人たちとか政党の中で新しく活動するような人たちをどう支援するかということですね。これは少し公費支援とは別のインセンティブを与えるような枠組みを考えていったらどうかと。私の主観も入っていますけれど、大体今日の議論は概ねそんな感じだったかなというふうに思います。

もう一つですね、私が依頼を受けまして、この 7 月に行われた参議院の選挙制度改正についての声明案というのをまとめましたので、資料に入っておりますのでご覧ください。資料番号で言うと「C」ですね。裏表になっています。すでにご存知のように大山委員の方から意見をいただいています。私の方でまとめたのは大きくは 4 点ですね。

一つは、投票価値の不均衡の抜本是正がなされていないという問題ですね。関連してですね、今回定員を増やすということが批判されましたけれども。定数不均衡の是正、投票価値の不均衡について考えるのであれば、むしろ議員数を増やすということも含めてきちんと考えるべきだということを付言しました。

二点目が、いわゆる特定枠ですね。これは拘束名簿と非拘束名簿が混ざってわかりにくい上に党利党略だと、こういう批判があるという話しですね。大山委員の話もここに関わってくるところで、政党が好き勝手に選べるということが実は問題じゃないかというお話がありますので、これは付け加えさせていただくようにします。

三つ目が、進め方の問題で、参議院の選挙制度改革それなりに各党の合意を得ながら進めていくという、従来のスタンスでやってきたわけですが。今回は見切り発車ですね。与党、特に自民党の意向だけが強く出ているので、これは問題であろうと。こういう話をしました。

最後にですね、私たちとしては昨年 12 月にあるべき方向性というものを提示しているので、これを踏まえて改めて議論をしましょうと、こういう呼びかけになっているわけです。

概ねそんな流れなんですが、こちらについて皆さんの方からご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

田中久雄：基本的に賛成なんですけれども。大山委員の言われていることを、もうちょっと強調してもいいような感じしますよね。これは第二の段落に入るでしょうかね。私自身の考え方も、かなり大山委員と同じことなので。この特別枠ですか、これを政党に任せるという、基本的にそういう改正案なんですが。これは重要な内容のものを、ある程度政党の裁量に任せると、細かい運用的の問題を任せるというならまだ理解できるんですけど。運用に仕方に

よっては、抜本的な改正につながるような改正内容だと私は思うんですよ。一つは、やはり合区になった経緯というのは、最高裁の判例があったわけですよね。違憲状態という判例が出ているわけですよね。そのために合区という制度が設けられたわけですけれど、またそれを今回の改正で、最高裁が疑問を呈した一人別枠方式をもう一度元に戻すようなね。その判例をないがしろにするような内容で、事実上一人別枠方式は否定するような合区という制度を設けながら、比例区においてそれを救済するという措置で、それをこれからどんどん合区をしなければならないぐらいの一票の較差が大きいところというのは今後も出てくると思うんですよね。その度に同じように特別枠で引き取ってもらうということになれば正に一人別枠方式ですね。各県一人という、政党によっては事実上それを踏襲するというか、制度化するような内容で、最高裁の言う、地域性も重要なんだけれども、それ以上に国民一人ひとりの一票の較差を平等にするということがより重要な価値なんだという判断を、政党の判断で骨抜きにするというようなことになりかねないということが一つですね。

別の観点から、特別枠というのはある意味では拘束式名簿的なものが入り込むということですよね。それは政党の運用に任せるということですから、政党によっては現在の非拘束で得票数の多い者から決めるという仕組みになっているわけですけれども、政党によっては特別枠をどんどん増やすと。もちろん法律には比例制度の中の一部を特別枠にするという、「一部」という文言が入っているわけですけれども、運用によっては三割～四割を特別枠にして党の推薦で順位を決めていくということも可能なわけですよね。そうなると、正に我々が参議院のあり方というのが、二院制の下で参議院というのが人を中心に良識の府として選ぶという改正方向ということを打ち出しているわけですけれども、それが拘束式に政党優位に順位を決める特別枠というのが広がってくる、そういう政党も出る可能性が出てくるのではないかということを非常に私は危惧していますけれども。だから政党にそういうことが現実に出るようなことを裁量として任せるということは、運用の仕方によっては参議院の選挙制度をかなり大幅に変えてしまうような運用も生み出すということに対して、非常に私は危惧しているので。その辺がこの第二にというところに少し織り込んでもらえればという感じはします。

只野雅人：大山委員からのご指摘とほぼ重なるところだと思いますので、その辺は加えるようにします。ちょっと中途半端な書き方をしたのはですね、表立って言われているのは例えば政党から出したいという人がいる場合には得票に関わらず上位につけるんだという議論もありますのでこの位の書き方にして、しかし結果を厳しく見ていきましょうと、こういう書き方にはしたんですけれども。実際上ほとんどすべて拘束名簿にすることもできるんですね、一部とはいっても、全部じゃなければ良いわけですから。そこは一文ぐらいになるかと思いますが、「第二に」の所に付け加えて少し強調するようにします。

他にはいかがでしょう。

太田光征：事務局の太田です。まず一つは誤植の部分ですけど、第一段落で「改正公職選挙法」というところが「公」が抜けています。第三段落で定数増のことに言及されているんですけれども、これは位置としては一番最後から二番目に置いた方が良いのではないかという気がしています。そのすぐ上で 300 程度にすることを提案しているということに言及されておりますので、そのあとに置いた方が良いのではないかと思います。それから今現在の第三段落は、「なお、定数増をめぐっても批判がなされている。」という書き出しなんですけれども、これが当審議会の外部での批判だと明確にした方が良いと思いますので、「定数増をめぐっては、当審議会の外部で批判がなされている」とした方がわかりやすいと思います。

只野雅人：「一般的メディアなどを中心に」としておきますか。
太田光征：批判をしている主体を書いた方がわかりやすいかなと思います。とりあえず以上です。
只野雅人：わかりました。この定数増のところは、問題点というわけではないのでちょっと書き方が難しかったんですね。こういう位置づけをしましたけれど。今の太田さんのご意見を踏まえて「このような提案も踏まえつつ・・・」の上の部分に持ってくると。確かにその方が流れとしては自然かもしれません。他にはいかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。
城倉啓：この取り扱い方なんですけれども。手直ししたものを、只野代表に作っていただいて、メールで稟議してその日付で公表していくとそういうことでよろしゅうございましょうか。
只野雅人：じゃあ、そういう形で取り扱いたいと思います。ありがとうございました。
あとは、次回以降のスケジュールについて事務局の方からお願いします。
城倉啓：資料の B を見ていただいて、確認と皆さんからのご意見をここで聴取したいと思います。今日が 18/08 で「政治資金収支報告」を三木由希子代表にしていただきました。
9 月は「公費負担・政治資金・政党助成改正案原案」を小林幸治さんに作っていただく予定でございます。
10 月なんですけれども、「選挙管理実務論点整理」を事務局太田さんからしていただいて、「今回出した答申の衆議員選挙制度の部分の応答」を岡﨑委員にしていただくと、これはご内諾をいただいているところでございますけれどもよろしくお願いいたします。
11 月は小林さんの「公費負担・政治資金・政党助成改正案原案」、片木さんの助けを得ながらという理解です。
12 月ですが、「選挙運動と国民投票運動との関連」ですね。これは山口真美委員からご快諾をいただいておりますので、お話をしていただくと。「選挙管理実務改正案」、これは 10 月に話したものを審議を経て改正案を示すということ。
ここぐらいまでは、確定させていただいているところでございます。その先につきましてはまた共同代表者会議などでお話をしたいと思っております。尚、19 年 3 月の「国政選挙と選挙運動と選挙運動資金・政治資金の関連」、選挙制度と今日の議論などを絡めた話を小澤隆一委員からのお申し出がありましたので。そこで「・小林五十鈴」と書いてあるのは、今日小林委員がいらっしゃるので確認ですが、提案に対しての応答発言を最初に小林さんにしていただくという理解で考えているんですけれども、それでよろしいでしょうか。
小林五十鈴：政治分野における男女共同参画が、本当に内閣府の確定でありながら、なかなか決まらない。これが日本の国の政治の現状だと思っておりますので。やはりこれをただの紙にしないでちゃんとやってもらう。これをやってもらわないことには、これからの日本の国の政治も無視されるんじゃないかという気がするので、その辺から考えて私たちは議論しておりますので、何か意見を言いたいと思います。
城倉啓：はい、ありがとうございます。それと 1 行上なんですけれども、19 年 2 月のところに「国政選挙と地方議会選挙の積み残し課題整理　議員定数」これは総合的にやっていただくという形で、田中委員が国政選挙の担当もなさっているので衆議院のところの田中案を基にしていますので、そのあたりでその話を地方議会との関系で総合的に広げていただくという形で田中委員にしていただき、また事務局の桂さんに議員定数も含めての話で発題していただけたらと思っているんですけれども。よろしゅうございましょうか。はい、よろしくお願いいたします。

そのほかに罰則規定の話を坪郷さんと刑法の専門家の方からしていただくように日程調整をしています。19 年 7 月のところで、岡﨑委員と濱野委員にですね、これまた勝手に「議会の歴史的意義・議員の待遇」などと載せていますけれども、もし他にこういうことをやりたいんだということがあれば、今の段階で教えていただければと思いますし、これでも良いという事であればお願いしたいと思っているのですが、お二人が今日ご参加いただいているので、ご意見お願いできますでしょうか。

岡﨑晴輝（スカイプ）：岡﨑からよろしいでしょうか。私の方で衆議院の選挙制度改革に加えて、参議院の抽選制ということを問題点にしたいというふうに思っていまして、今度の 10 月に一旦問題提起しますね。おそらくそこで話がまとまらないと思いますので、もう一度 19 年 7 月に踏み込んで議論をするのが一番良いというふうに考えています。今度の 10 月は参議院の方にも踏み込みたいと思っています。

丸井英里：では、濱野さんお願いします。

濱野道雄（スカイプ）：はい、わかりました。特に「議会の歴史的意義」に関しては、やらせていただければと思います。「議員の待遇」に関しては、すぐにお答えできないのでまた相談しながら考えさせていただきますけれども。基本的に了解です。聞こえますか。

丸井英里：はい、よく聞こえました。ありがとうございます。

城倉啓：岡﨑さんありがとうございました。そうすると、19 年 7 月としない方が良いかもしれませんね、もしそういう話であれば。参議院の話も含まれるということであれば、もう少し早めに国政選挙・地方議会選挙の全体の話となってくると思いますので。抽選制度というのは、かなり抜本的なものを含んでいて、共同代表者会議としては、まずは衆議院の選挙のことでご依頼していたものですから、でも参議院の抽選制についてぜひお話したいということであればお話を伺うとして、やはり時間をとらないといけないですけれども。19 年 7 月という押し迫った時期ではなく、もう少し前倒ししてお話していただくような日程調整にしてよろしいでしょうか。

それと濱野さんありがとうございます。その予定でよろしくお願いいたします。「議員の待遇」につきましても、もしかしたら岡﨑さんの日程が変更になる可能性がありますので、他の委員の方にお願いするという可能性もあるという、これぐらいで今日のところの確認はよろしいでしょうか只野さん。

只野雅人：どうもありがとうございました。では、以上で本日の審議会は終わりにしたいと思います。

〔岡﨑晴輝委員未校正〕